

## 静岡市建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書による許可に係る包括許可基準

平成 15 年 5 月 15 日  
静岡市建築審査会承認

(趣旨)

第 1 条 次の基準に適合するものは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づき、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認め、静岡市建築審査会の同意を得たものとみなし、許可（以下「日影の許可」という。）することができるものとする。

(基準)

第 2 条 法第 3 条第 2 項の規定に基づき、法第 56 条の 2 の適用を受けない建築物（以下「既存不適格建築物」という。）の増改築等（増築、改築、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替）を行う場合で、当該建築物及びその敷地が次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 計画建築物は既存不適格建築物と別棟であり、その高さが法別表第 4（は）欄に掲げる数値以下のもの
- (2) 次のアに該当し、かつ、イ又はウのいずれかに該当するもの
  - ア 計画建築物が既存不適格建築物と別棟である
  - イ 計画建築物の日影が既存不適格建築物の日影と複合する場合、計画建築物のみによって生ずる日影が敷地境界線から外に生じないもの
  - ウ 計画建築物の日影が既存不適格建築物の日影と複合しない場合、計画建築物の日影が敷地境界線からの水平距離が 5 m を超える範囲に、法別表第 4（に）欄に掲げる「敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間」以上の日影時間を生じさせず、かつ、敷地境界線を超える範囲に、法別表第 4（に）欄に掲げる「敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間」以上の日影時間を生じさせないもの（敷地境界線を 5 m ラインとみなし、敷地境界線からの水平距離が 5 m のラインを 10m ラインとみなして日影規制に適合するもの）

(建築審査会への報告)

第 3 条 特定行政庁は、この基準による日影の許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に、許可に係る建築計画を報告するものとする。

なお、建築審査会の同意の日付は許可の日とする。

附 則

この基準は、平成 15 年 5 月 15 日から施行する。

- 注)
- ・ 「既存不適格建築物」は、日影の許可を受けた後も既存不適格建築物とする。
  - ・ 「日影」とは、法第 56 条の 2 第 1 項の水平面において、冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間に生じる日影をいう。
  - ・ 「敷地境界線」とは、敷地境界線又は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 135 条の 12 により敷地境界線とみなすものをいう。